

午後 2時00分 開会

(山崎補佐) 定刻となりました。本日はお忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日司会進行を務めさせていただきます福岡県都市計画課課長補佐の山崎と申します。

現在19名の委員の皆様が御出席でございまして、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

本日の資料について御確認をさせていただきます。本日の資料は全部で7点でございます。まず、本日の第221回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げさせていただいておりますが、改めまして順に申し上げます。

1点目は、議案でございます。A4判の横になっております。これには第3749号と第3750号までの2件の付議案件が記載されております。

2点目は、委員用の図面でございます。A3判の横になっております。資料右側に関係議案番号を記載しております。

なお、この2点につきましては、事前に送付させていただいておりますが、議案については一部誤植がございましたので、委員の皆様方におかれましては、大変お手数でございますが、本日、お手元にお配りしております訂正済みの議案を御覧いただくようお願いいたします。

3点目は、当日配付資料といたしまして、第221回福岡県都市計画審議会委員用資料、タイトルは「都市計画道路の見直しの状況について」でございます。

続きまして、参考資料といたしまして、審議会委員名簿、審議会条例、それと配席図でございます。

以上、次第を含めると全部で7点になっております。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。武居会長、よろしくお願いいたします。

(武居会長) それでは、定足数に達しておりますので、第221回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

新年になりまして初めてですので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降の委員10名の交代について御紹介いたします。

関係行政機関の職員である2号委員として、福岡財務支局長の高木隆様、それから九州農

政局長の井上明様、九州地方整備局長の岩崎泰彦様、福岡県警察本部長の樋口真人様、県議会の議員である4号委員として、福岡県議会議員の武藤英治様、同じく十中大雅様、同じく伊豆美沙子様、同じく守谷正人様、同じく野村陽一様、同じく新開昌彦様、以上10名の方が委員としておいでになりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。なお、井上明様及び伊豆美沙子様におかれましては、御欠席の御連絡を頂いております。

それでは、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手されてマイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言なさいますようお願いいたします。

なお、本審議会は平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎しむ等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。また、これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。これが守られない場合、即刻、御退室いただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日、御審議いただきます議案は、次第に掲載の2議案です。

まず、第3749号議案「久留米都市計画道路の変更（福岡県決定）について」でございます。

では、県都市計画課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(赤星課長) それでは、第3749号議案について、お手元の図面、議案書、前面のパワーポイントで御説明させていただきます。

この議案は、久留米都市計画道路の変更についてでございます。福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集1ページから4ページまでとなっております。また、委員用図面の3749-1から4までに、総括図、計画図、新旧対照図を掲載しております。

まず久留米市ですけれども、福岡県南部に位置する中核市でございます。現在の久留米市は、平成17年に1市4町が合併し、人口約30万人となりまして、福岡市、北九州市に次ぐ県内第3位の人口規模を有する市でございます。市内には鉄道としまして、九州新幹線、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線が南北に縦走し、JR久大本線が東西に横断しております。幹線道路の主なものとしましては、国道3号、国道209号が市内を南北に縦断し、国道210号、国道264号及び国道322号が市内を東西に横断しております。また、市街地東側には九州自動車道久留米インターチェンジがあり、広域交通の利便性に恵まれた地域でございます。

ます。

今回、変更を行いますのは、3・5・24号野中町高良内町線でございます。この路線につきましては、今後、廃止や変更といった見直しが必要と考えられる見直し候補路線としまして、平成21年11月開催の本審議会にて御報告させていただきました県決定に係る路線でございます。

野中町高良内町線は、増加する交通需要に対応するため、3・4・18号合川町津福今町線を起点とし、3・3・6号東合川野伏間線を経て、高良内町の住宅地区に至る補助幹線街路として、昭和37年に都市計画決定された路線でございます。近年の人口減少等の社会情勢の変化により、当初予測していた交通需要の増加が見込まれなくなっておりまして、起点から東合川野伏間線までの区間の交通機能につきましては、国道322号や県道御井諏訪野線などの周辺の道路網によって代替できると考えられることから、今回、廃止するものです。

この区間廃止に伴う起点の変更により、名称を3・5・24号御井町高良内町線といたします。

また、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画を定める事項として、車線の数が増加されたことから、今回、車線数を明示するものでございます。

次に、手続について説明させていただきます。

平成25年9月17日から10月1日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者は1名でした。公述申し出がなかったため、公聴会は開催しておりません。次に、平成25年11月22日から12月6日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者が5名でしたが、意見の提出はございませんでした。次に、関係市町村である久留米市へ意見聴取を行い、意見なしの回答を頂いております。本日、委員の皆様にご審議いただき、御承認を頂けましたら、変更の告示を行う運びでございます。

以上、本議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) では、御異議がないようですから、全会一致で御承認していただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございます。

それでは、今日の資料の中で「都市計画道路の見直し状況について」ということで報告が準備されておりますので、そちらを見ていただきましょうか。これについて説明していただきます。よろしく申し上げます。

(赤星課長) ただいまの久留米市の案件に関連しまして、県で進めております都市計画道路の見直し状況について御報告させていただきたいと思っております。資料については、当日配付資料として先ほど御紹介のありました参考資料というものでございます。

都市計画道路の見直しにつきましては、平成21年2月に行われました第205回の本審議会におきまして、県内の都市計画道路の検証状況を御報告させていただきました。平成21年6月から平成23年6月にかけては、検証作業により抽出しました見直し候補路線の御報告をさせていただいております。これらの見直し候補路線につきましては、地域の合意形成が図られたところから順次、都市計画変更の手続を行っているところでございまして、今回、この場をお借りいたしまして、手続の進捗状況など見直し状況に係る御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、都市計画道路の見直しに係る経緯でございますが、福岡県におきましては、社会情勢の変化や都市政策の転換、将来都市像の変化などによって、都市計画道路の必要性が大きく変化していることや、長期にわたり事業が行われていない都市計画道路が多く存在することを踏まえ、現計画の妥当性を検証するため、平成17年8月に福岡県都市計画道路検証方針を策定し、都市計画道路の検証を行ってまいりました。

その検証の結果、平成23年度までに27の市町において、119路線125.6キロメートルの見直し候補路線を抽出し、地域の合意形成が図られたところから順次、都市計画変更の手続を実施しております。

その手続の進捗状況といたしましては、先ほど御審議いただきました久留米市の1路線を含めまして、今年度末までに、見直し候補路線119路線のうち62路線、割合としまして約5割の路線の手続を完了する予定でございます。

福岡県内の都市計画道路の整備状況につきましては、これまでの都市計画変更の手続の結果、手続の着手前に当たります平成18年度末現在、第205回の本審議会にて御報告差し上げました数値で、当時、事業未着手区間の延長として約695キロメートルございましたが、今年度末には約90キロメートル減少し、約606キロメートルの延長となっております。全体としましても、688路線、約1,445キロメートルございました県内の都市計画道路は、今年度末には28路線、約65キロメートル減少し、666路線、約1,380キロメートルとなっております。

続きまして、今年度末における見直し候補路線の経過年数についてでございます。見直し候補路線は福岡県が関連市町と連携をして、福岡県都市計画道路検証方針に基づき検証を行った結果、今後廃止や変更といった見直しが必要と考えられる路線を事業未着手区間の中から抽出したものでございます。

先ほど御説明しましたとおり、見直し候補路線119路線のうち、62路線の手続を今年度末までに完了する予定でございます。残る見直し候補路線57路線の経過年数につきましては、20年未満が約20%、20年以上30年未満が4%、30年以上40年未満が10%、40年以上50年未満が約50%、50年以上が約16%といった状況でございます。

計画決定から40年以上経過する区間が約7割近くとなり、事業未着手の長期化が依然進展する状況にあることから、引き続き市町と連携を図りながら、地域の合意形成に努め、廃止・変更の手続を今後も進めてまいります。また、この事業未着手の長期化は、長年にわたり建築の制限がかかるなど、土地の所有者にとっては負担となっている面がございますので、多くの都市計画道路が抱える課題となっております。都市計画課としましては、都市計画道路の検証の必要性、重要性を各市町と共有し、このような長期未着手路線の解消に向けた働きかけを各市町に対して行っております。

今後の方針としましては、平成28年度末までに見直し候補路線119路線のうち、約9割の路線の手続の完了を予定しております。また、見直し候補路線以外の事業未着手路線につきましても、今後実施が見込まれるパーソントリップ調査を契機といたしまして、さらなる検証を実施した上で、必要に応じて適切な見直しを行ってまいります。

以上、都市計画道路の見直し状況について御報告させていただきました。ありがとうございました。

(武居会長) ありがとうございました。先ほどの議案に関連して資料を準備していただきましたので、こういう形で説明させていただきましたが、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

どうぞ、武藤委員。

(武藤委員) 19番の武藤でございます。私は実はこの審議会に出たり入ったりで3回目で、前回の委員のときにこの件を取り上げました。時代は少子高齢化じゃない、完全に少子高齢時代だ、そして、若者の車離れというものも進んでおる、普通乗用車から軽へ変わりつつある、あるいは国土交通省の中心市街地の再開発など、そのような要素を勘案いたしますと、見直すべきことはたくさんあるかと思えます。まさに、アベノミクスの規制緩和の

一環ではないかと私は思っております。

先ほど課長の説明にありましたように、個人あるいは法人の私有財産に50年以上制限を加えるなんてことは、あってはならないことであります。我々審議会で審議をし、承認をし、知事が決定をするという運びの中で、50年放っておかれた該当する市民県民の皆さんは大変な迷惑だろうと思います。私のところに御相談がある中で、古くなったアパートを建て替えようとしても2階建てしか建てられないと。計画さえなければ、4階や5階のマンションを建てられる。何十年も放っておかれているけれども、どうしたらいいのでしょうかと。ほんとに切実な問題ではないかと思えます。今のお話の中にあつたパーソントリップ調査を、今年でも次年度でも是非やっていただきたい。何十年放っておる案件ばかりでありますので、やはりスピード感というものが求められると思います。立場を変えて、計画にひっかかった方たちの気持ちになれば、私の言っていることは決して無理のないことではないかと思えます。

そしてまた、出たり入ったりと言いましたけれども、私も審議会の委員であつたりなかったりします。次の機会にはいないかもしれません。今日決定したこと、承認したことに誰も責任を取らない40年、50年というのが続いたら、県民の不信感が募るのではないかと非常に心配をしております。

そういう意味におきまして、是非、都市計画課におきましては、28年度で9割なんてことじゃなくて、スピード感を持ってやるべきことをやって、少しでも前倒しして、9割というパーセンテージをもっと高める、そんな努力を是非していただきたい。

この審議会は年に3回開かれるということではありますが、1回は案件がなくて流れたのです。今回も計画の見直し、縮小の話です。時代の流れはそこに顕著にあらわれているのではないかと私は思っております。そのようなことで、是非今おっしゃった以上にスピード感を持ってやっていただきたい。それが我々審議会の委員としての責務ではないかと思ひ、発言をさせていただきました。

以上です。

(武居会長) ありがとうございます。

それでは、課長のほうから何か。どうぞお願いします。

(赤星課長) ありがとうございます。

お配りした参考資料の2枚目のほうに、検証の進め方ということでフローを紹介させていただきます。今、委員に言っていただきましたパーソントリップ調査をもとに評価

をするという流れになっておりまして、これにつきまして着実に実施が図られるように働きかけていきたいと思っております。

それから、見直し候補路線となりましたものにつきましては、一刻も早くということでも我々も思っております。それにつきましては、市町に働きかけて、少しでも早い見直しを進めていければと思っております。

(武居会長) ありがとうございます。スピード感を持って検証作業を進めたいというお答えでしたけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

(武藤委員) 具体的にパーソントリップ調査はいつやるのですか。前は18年度ぐらいでしょう。それからもう8年ぐらい経過しているわけです。社会が変化しているわけです。いつやるのですか。

(武居会長) 課長、教えてください。

(赤星課長) 説明が漏れておりました。パーソントリップ調査につきましては、北部九州圏ということで、福岡県と佐賀県の一部を含みますエリアで行っております。前回のものが第4回となっております、おおむね10年ごとに実施しているものでございます。これにつきましては、国が中心となっていくものでございまして、次もおそらく18年の10年後ぐらいと見込まれますけれども、まだ決定していない状況でございまして、これについて着実に実施できるよう国に働きかけていきたいと考えております。

(武居会長) どうぞ。

(武藤委員) ですから、10年後と言わず、来年度にでもするという思いを持ってくれと申し上げているのです。10年を待つという話ではないと。10年というのが定められたものかどうかよくわかりませんが、福岡県としては早くしたいのだと、審議会でそういう意見が出たのだと、国に強く訴えてください。

(武居会長) ありがとうございます。課長、何か。

(赤星課長) ありがとうございます。そのように進めさせていただきたいと思えます。

(武居会長) そういう回答ですけれども、そのあたりで御了解していただけますか。よろしいですか。

(武藤委員) 次の機会を待ちます。

(武居会長) それでは、委員がおっしゃるようにスピード感を持って、検証、見直しを鋭意進めていきたいということです。また、通行量の調査、パーソントリップ調査についても、

時期を早める形で努力したいということでした。そういうことでよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、次の案件に入らせていただきたいと思います。

次に、第3750号議案「柳川市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございませう。県建築指導課長からお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

(石塚課長) 建築指導課長の石塚と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案集の5ページ、第3750号議案をお開きください。今回御審議いただきますのは、柳川市に設置いたします産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございませう。

1枚おめくりいただきまして、議案集6ページでございませう。申請者は、株式会社豊解体工業、代表取締役山上知子。敷地の位置は、柳川市佃町字庄左衛門1314-1ほか17筆で、敷地面積は、7,550.87平方メートルでございませう。

本計画の概要について御説明いたします。建築基準法第51条においては、卸売市場やごみ焼却場などの用途に供する建築物で、その敷地の位置が都市計画において決定していないものは、ただし書きの規定に基づきまして、都市計画審議会の議を経た上で、特定行政庁でございませう福岡県知事の許可を得れば設置することができるとなっております。

今回の施設でございませうけれども、申請地に、処理能力が1日当たり1,080トンの木くず、がれき類を破砕する処理施設の用に供する建築物及び工作物の設置を行うもので、処理能力が1日5トンを超えるということで建築基準法の規定上、産業廃棄物処理施設となるため、許可申請が必要となってくるものでございませう。

この施設は、建設現場等の排出事業所から回収した産業廃棄物の木くず及びがれき類等の破砕処理を行いまして、合板材の原料や路盤材を製造するものでございまして、建築資材廃棄物のリサイクルの推進等の観点から、循環型社会に寄与する施設でございませう。

それでは、施設の内容について詳しく御説明をいたします。スクリーンまたはお手元の委員用資料の図面を御覧ください。

委員用図面3750-1をお開きください。申請地の位置図でございませう。方位は図面の上が北となっております。申請地は、西鉄柳川駅から南約2.8キロメートルの距離にございまして、都市計画区域内で、用途地域の指定はございませう。

搬入搬出経路を青い線で示してございませう。東西方向の幅員約10メートルの柳川市道から、市のごみ焼却場でございませうクリーンセンター沿いの南北方向の幅員5.2メートルから9.1メートルの市道を通り、申請地内に入出入りする予定でございませう。出入りする車両は2

トンから10トンのトラックなどで、1日当たり片道40台、往復80台程度の出入りを計画して
ございます。

搬入搬出先の範囲でございますけれども、申請地周辺や佐賀県などの建設現場などから
搬入いたしまして、処理した後にリサイクル工場等へ搬出する計画でございます。

作業時間は、日祭日を除き、午前8時から午後5時としてございます。

委員用の図面3750-2をお開きください。付近見取図でございます。方位は図面の上が北
となっております。緑色の部分が申請地でございます。申請地の東側には塩塚川が流れ
ておりまして、周辺は田や住宅、瓦工場などが存在してございます。

委員用図面3750-3でございます。配置図でございます。方位は図面の上が北となつてご
ざいます。申請地は北西側で柳川市道に接し、主に北側の車両進入口を使用いたします。
廃棄物は青い線で示しておりますルートで搬入され、南側の分別場で、重機や手選別で分
別、保管をいたします。木くずは、第2作業場で釘などの金属を除去した後に第3作業場に、
がれき類は直接第3作業場に持ち込み、破碎を行います。

これは第3作業場の写真でございます。向かって左側が木くず、右側ががれき類の破碎機
でございます。破碎機は移動が可能で、それぞれ専用のものございまして、建物の中に
設置して破碎処理を行います。なお、この写真にございます破碎機は、現在は工事現場等
に出向いて破碎処理を行っているものでございまして、この建物は破碎機を格納する倉庫
として現在は使っているものでございます。

委員用図面3750-4をお開きください。処理工程図でございます。先ほどの説明と重複い
たしますけれども、受け入れた廃棄物の粗選別を行いまして、それぞれの場所に保管いた
します。がれき類、木くず類については、それぞれの専用の破碎機で破碎いたしまして、
処理後、保管場所を経て、路盤材やボード原料用チップとして製造工場へ搬出いたします。
その他の分別された廃プラスチックや紙くず等は、手作業で分別して、リサイクル工場等
へ搬出いたします。残材は最終処分場に搬出いたします。当施設につきましては、建設現
場から排出された廃棄物がボード原料や路盤材として再利用されることになりまして、循
環型社会に寄与するものでございます。

当該施設は用途地域が指定されていないところに立地しており、当施設の騒音・振動は、
それぞれ法で定められた基準を下回るものとなっております。

また、当該施設が立地いたします柳川市から、都市計画上支障ない旨の意見書が提出さ
れてございます。

以上を踏まえまして、当該施設の敷地の位置については都市計画上、支障ないものと判断いたしまして、本日の審議会にお諮りするものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) では、御異議がないようですので、全会一致で御承認していただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございます。

本日の審議は以上ですが、ここで運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員の指名をさせていただきます。議事録の署名は、1番の寺町委員と2番の藤井委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、次回審議会につきましては、後日事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましても、是非、御出席くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は長時間にわたる審議に御協力いただきまして、ありがとうございます。それでは、これにて散会いたします。

午後 2時30分 閉会

以上のとおり、第221回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員